

該非判定書

作成責任者
会社名:IARシステムズ株式会社
役職:代表取締役社長
氏名:原部 和久
電話番号:03-5298-4800

対象貨物・役務

IAR Systems AB 製 USB Dongle
および
これに内蔵されたプログラム

判定 (2022.12.6 施行法令準拠)

輸出令別表第一の	1項~15項	非該当
同	16項	該当
外為令別表の	1項~15項	非該当
同	16項	該当

判定理由

標記貨物は、ソフトウェア複製使用を防止するためのライセンスキーを収めた USB 挿入型の装置である。ライセンスキー自体の複製を防止するため、暗号装置の機能を有している。

輸出令について

暗号装置は輸9-(7)で規制されるが、現代では暗号は日常で使用されているため、本項番には多数の除外規程がある。標記貨物は省令8条九号への除外規程に合致するため、本項番に非該当である。

他に検討すべき項番はないため、標記貨物はリスト規制について非該当と判定する。

外為令について

本体貨物の暗号機能はソフトウェアで実現されている。暗号機能を提供するソフトウェアは、外9-(1)省令21条1項九号で規制され、輸9-(7)に該当となる機能を提供するものが該当となるところ、本件ソフトウェアの本体貨物は輸9-(7)に非該当である。よって、本件ソフトウェアは本項番に非該当である。

他に検討すべき項番はないため、本件ソフトウェアはリスト規制について非該当と判定する。

添付資料

1. 項目別対比表 (全3頁)

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

プログラム専用

技術内容：USB Dongle に内蔵された
暗号機能を提供するプログラム

2022.12.6 施行法令準拠

9-(1) 輸出貿易管理令別表第一の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第21条[第1項] 外為令別表の9の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
五 第8条第二号イ(二)に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム	【×】	付表技術	
六 第8条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム	【×】 《 》	除外	(省令第8条 号)
七 第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム	【×】		(省令第8条 号)
七の二 第8条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム	【×】		
八 第8条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム	【×】		(省令第8条 号)
八の二 第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム	【×】		(省令第8条 号)
八の三 第8条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム	【×】		(省令第8条 号)
九 プログラムであって、第8条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号イのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（第8条第九号イ又はハからホまでに係るものにあつては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。）	【×】 《 》		(省令第8条 号) 本体貨物はリスト規制に非該当
九の二 プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（侵入プログラムを除く。）	【×】 《 》		

十七 に続く

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

九の二 から続く

<p>十七 第8条九号ロに該当する機能を有する <u>プログラム</u>であって、 暗号機能有効化の手段を用いることによって、 ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの</p>	<p>【×】</p>	
<p>作成責任者： (作成年月日： 2022年12月6日) 会社名 IARシステムズ株式会社 所属・役職 代表取締役社長 (フリガナ) ハラヘ カズヒサ 氏名 原部 和久 電話 03-5298-4800</p>	<p>判定結果</p>	<p>□該当 ■非該当</p> <p>該当項番 ① 外為令別表の項番 [] ② 貨物等省令の条項等の番号等 [] []</p>

下線部注釈

プログラム イ：市販暗号プログラム ロ：副次的暗号プログラム を除く